

水防法第 1 5 条第 1 項第 4 号八に規定する大規模な工場その他の施設の
用途及び規模を定める条例について

水防法第 1 5 条第 1 項第 4 号八に規定する大規模な工場その他の施設の用途及び
規模を定める条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

水防法第 1 5 条第 1 項第 4 号八に規定する大規模な工場その他の施設の
用途及び規模を定める条例

水防法(昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号)第 1 5 条第 1 項第 4 号八に規定する条例で定
める用途は、工場、作業場又は倉庫とし、同号八に規定する条例で定める規模は、
延べ面積が 1 万平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

水防法(昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号)第 1 5 条第 1 項第 4 号八の規定に基づき、
浸水想定区域内にある施設の所有者又は管理者から申出があった場合に、市地域
防災計画にその名称及び所在地を定める大規模な工場その他の施設の用途及び規
模について所要の定めをいたしたく提案するものである。

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例(平成 2 4 年相模原市条例第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人さがみはら市民会議の項中「平成 2 4 年 1 月 1 日から平成
2 9 年 1 2 月 3 1 日まで」を「平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 4 年 1 2 月 3 1 日
まで」に改め、同表特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらの項中「相模原市
中央区青葉 2 丁目 1 番 1 0 号」を「相模原市緑区橋本 6 丁目 2 番 1 号」に、「平成
2 4 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日まで」を「平成 3 0 年 1 月 1 日から平成
3 4 年 1 2 月 3 1 日まで」に改め、同表特定非営利活動法人らいぶらいぶの項及
び特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわっかの項中「平成 2 4 年 1 月 1
日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日まで」を「平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 4 年 1 2
月 3 1 日まで」に改め、同表特定非営利活動法人日本共創カウンセリング協会の項
を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人 L i n k ・ マネジメント	相模原市中央区淵野辺 4 丁目 4 番 2 号	平成 2 9 年 1 月 1 日か ら平成 3 4 年 1 2 月 3 1 日まで
-------------------------------	----------------------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人さがみ

はら市民会議の項の改正規定、特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらの項の改正規定(「平成24年1月1日から平成29年12月31日まで」を「平成30年1月1日から平成34年12月31日まで」に改める部分に限る。)並びに特定非営利活動法人らいぶらいぶの項及び特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわっかの項の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年8月19日以前に特定非営利活動法人日本共創カウンセリング協会に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、改正前の別表特定非営利活動法人日本共創カウンセリング協会の項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 平成30年1月1日前に特定非営利活動法人さがみはら市民会議、特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら、特定非営利活動法人らいぶらいぶ及び特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわっかに対して支出された寄附金について相模原市市税条例第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正前の別表特定非営利活動法人さがみはら市民会議の項、特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらの項、特定非営利活動法人らいぶらいぶの項及び特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわっかの項の規定は、なおその効力を有する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための規定の追加、指定特定非営利活動法人の解散に伴う規定の削除、指定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴う規定の改正及び指定特定非営利活動法人の指定を更新するための規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 9 7 号関係資料(その 1)

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)を指定するための規定の追加等をするもの(別表関係)

(1) 指定特定非営利活動法人を指定するための規定の追加

特定非営利活動法人 L i n k ・ マネジメントを新たに指定特定非営利活動法人として指定し、同法人が控除に係る寄附金を受け入れる期間を平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 3 4 年 1 2 月 3 1 日までとするもの

(2) 指定特定非営利活動法人の解散に伴う規定の削除

特定非営利活動法人日本共創カウンセリング協会の解散に伴い、同法人の指定特定非営利活動法人としての指定を取り消すもの

(3) 指定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴う規定の改正

特定非営利活動法人男女共同参画さがみはらの主たる事務所の所在地の変更に伴い、条例で規定する同法人の主たる事務所の所在地を変更するもの

(4) 指定特定非営利活動法人の指定を更新するための規定の改正

次に掲げる指定特定非営利活動法人について、その指定を更新し、当該指定特定非営利活動法人が控除に係る寄附金を受け入れる期間を平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 4 年 1 2 月 3 1 日までとするもの

ア 特定非営利活動法人さがみはら市民会議

イ 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら

ウ 特定非営利活動法人らいぶらいぶ

エ 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわっか

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、1 (4) 及び 2 (2) イに係る規定は、平成 3 0 年 1 月 1 日

(2) 経過措置

ア 平成 29 年 8 月 19 日以前に特定非営利活動法人日本共創カウンセリング協会に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)第 13 条の 2 第 2 項の規定を適用する場合にあっては、改正前の当該特定非営利活動法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

イ 平成 30 年 1 月 1 日前に特定非営利活動法人さがみはら市民会議、特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら、特定非営利活動法人らいぶらいぶ及び特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわっかに対して支出された寄附金について相模原市市税条例第 13 条の 2 第 2 項の規定を適用する場合にあっては、改正前のこれらの特定非営利活動法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

指定

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。

議案第 9 7 号関係資料(その 2)

指定特定非営利活動法人の概要

1 新たに指定する特定非営利活動法人

特定非営利活動法人 L i n k ・ マネジメント

代 表 者	井戸 和宏
主たる事務所の所在地	相模原市中央区淵野辺 4 丁目 4 番 2 号
設 立 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 1 9 日
役 員 数 等	役員 9 名 正会員(個人) 1 7 名
目 的	認知症ケア実践者及びそれに係る人に対して、認知症ケアに必要な知識などを習得するための事業及び交流・協力・相互理解を図るための事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 認知症ケア実践者等の知識、技術を習得するために必要な事業 (2) 認知症ケア実践者等ネットワーク L i n k の運営事業 (3) 地域での実践者同士の交流、協力を促進する事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 指定を更新する特定非営利活動法人

(1) 特定非営利活動法人さがみはら市民会議

代 表 者	西本 敬、伊藤 信吾
-------	------------

主たる事務所の所在地	相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 1 号
設立年月日	平成 1 4 年 1 2 月 1 9 日
役員数等	役員 1 2 名 正会員(個人) 2 6 名
目的	公益的・社会的な活動を行う市民団体に対して、団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助に関する事業を行い、市民社会の健全で活力のある発展に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) N P O へのマネジメント研修・講習活動 (2) 各分野の N P O 活動の連携をめざした交流活動 (3) N P O に関する分野を横断した政策提言活動 (4) 市民への N P O に関する広報、情報収集と発信活動 (5) 市民活動支援センターの運営 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら

代 表 者	石井 トシ子
主たる事務所の所在地	相模原市緑区橋本 6 丁目 2 番 1 号
設立年月日	平成 1 5 年 1 0 月 1 0 日
役員数等	役員 1 7 名 正会員(個人) 9 3 名 正会員(団体) 2 0 団体
	市民や市民団体が連携することにより、一人ひとりが自

目 的	覚と責任をもって、男女が、ともに輝き、自分らしく生きることのできる「男女共同参画社会」の実現に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種 類	(1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事 業 概 要	特定非営利活動に係る事業 (1) 男女共同参画社会を目指した意識啓発事業 (2) 男女共同参画に関する研究、情報の収集・提供事業 (3) 男女共同参画を目指す団体の活動、ネットワーク支援事業 (4) 男女共同参画を推進する施設の管理運営事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 特定非営利活動法人らいぶらいぶ

代 表 者	谷畑 理恵
主たる事務所の所在地	相模原市南区相模大野 3 丁目 1 5 番 1 6 号 エヌ・ケービル 6 0 2 号室
設 立 年 月 日	平成 1 8 年 5 月 2 9 日
役 員 数 等	役員 6 名 正会員(個人) 1 3 名
目 的	地域住民に対して、図書館利用の普及及び読書推進に関する事業を行い、社会教育・文化の振興・情報の提供等の公益の増進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種 類	(1) 社会教育の推進を図る活動 (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3) 子どもの健全育成を図る活動 (4) 情報化社会の発展を図る活動 (5) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連

	絡、助言又は援助の活動
事業概要	(1) 特定非営利活動に係る事業 ア 図書館利用の普及啓発事業 イ 読書推進に関する事業 ウ 図書館運営事業 エ その他この法人の目的を達成するために必要な事業 (2) その他の事業 図書関係物品販売事業

(4) 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブわっか

代 表 者	金子 庸雄
主たる事務所の所在地	相模原市中央区中央 3 丁目 3 番 6 号 アーバン木下 1 0 3
設 立 年 月 日	平成 1 5 年 2 月 3 日
役 員 数 等	役員 1 0 名 正会員(個人) 3 4 名
目 的	相互扶助の精神にもとづき、自らの生活技術や技能を発揮し、自主運営・自主管理の非営利市民事業として、高齢者、障害者、病弱者などの移動制約者の外出を支援する事業等を行い、「参加型福祉」によるまちづくりに寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	保健、医療又は福祉の増進を図る特定非営利活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 福祉有償運送事業 (2) 外出するための移動とそれに伴う介助に関する事業 (3) 障害福祉事業 (4) 地域生活支援事業 (5) 地域に向けての研修、啓発を図る事業

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

議案第 97 号関係資料(その 3)

特定非営利活動法人の指定及び指定の更新の申出等に係る経過について

1 指定及び指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定及び指定の更新の申出について、平成 29 年 6 月 15 日から同年 7 月 31 日まで受付を行った(指定の申出数 1 法人、指定の更新の申出数 4 法人)。

2 指定の申出に係る書類の縦覧

申出のあった特定非営利活動法人の指定の申出に係る書類について、平成 29 年 7 月 25 日から同年 8 月 24 日まで縦覧に供した。

3 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定及び指定の更新について、平成 29 年 10 月 16 日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日に開催された会議において審査が行われた。

(1) 審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者 1 名、税理士 1 名、中小企業診断士 1 名、弁護士 1 名) 計 5 名

(2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成 24 年相模原市条例第 31 号)第 4 条第 1 項(同条例第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、平成 29 年 10 月 17 日にその旨の答申がされた。

相模原市子ども・若者未来基金条例について
相模原市子ども・若者未来基金条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市子ども・若者未来基金条例

(設置)

第 1 条 子ども及び若者の育成支援並びに子育て支援に関する事業(以下「事業」という。)の財源とするため、相模原市子ども・若者未来基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業の趣旨に添う寄附金の額

(2) 一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及

び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(相模原市奨学基金条例の廃止)

2 相模原市奨学基金条例(昭和39年相模原市条例第20号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の相模原市奨学基金条例による基金に属していた現金及び有価証券は、この条例による基金に積み立てられた現金及び有価証券とみなす。

提案の理由

子ども及び若者の育成支援並びに子育て支援に関する事業の財源とするため、基金の設置その他所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 11 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基
準を定める条例(平成 26 年相模原市条例第 47 号)を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件(第 3 条—第
14 条)

第 3 章 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基
準(第 15 条—第 27 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「法」という。)」の次に「第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに」を、「基
づき、」の次に「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件並び
に」を加える。

第 15 条を第 27 条とする。

第 14 条第 1 項の表第 5 条第 1 項の項中「相模原市幼保連携型認定こども園の学

級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。)で定める基準」を「相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例第1条に規定する設備運営基準」に改め、同表第8条第2項の項中「幼保連携型認定こども園基準条例第14条第1項」を「相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例第26条第1項」に改め、同表第15条第1項の項中「幼保連携型認定こども園基準条例第14条第2項」を「相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例第26条第2項」に改め、同条を第26条とする。

第13条を第25条とし、第9条から第12条までを12条ずつ繰り下げる。

第8条第1項第8号中「^{もく}沐浴室」を「沐浴室」に改め、同条を第20条とする。

第7条第3項ただし書中「第14条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第6条第3項の表備考1中「幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下備考1において同じ。)」を「幼稚園教諭免許状」に、「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の登録(以下備考1において「登録」という。)」を「保育士登録」に、「幼稚園の教諭の普通免許状を」を「幼稚園教諭免許状を」に、「登録」を「保育士登録」に改め、同条を第18条とする。

第5条を第17条とし、第4条を第16条とする。

第3条を削り、第2条を第15条とし、第1条の次に次の1条並びに1章及び章名を加える。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設により構成される施設であって、法第3条第3項の認定を受けたもの

(2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

- 2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件
(認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設(以下「認定対象施設」という。)が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定により幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編制された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- (2) 認定対象施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該認定対象施設が保育所である場合にあっては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- (3) 子育て支援事業のうち、当該認定対象施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- (4) 次条から第14条までに規定する基準に適合すること。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 法第3条第3項の認定を受けようとする連携施設(以下「認定対象連携施設」という。)を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定対象連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 認定対象連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該認定対象連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保

育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該認定対象連携施設の所在する地域の教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 次条から第 1 4 条までに規定する基準に適合すること。

(職員の数)

第 4 条 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下この章において同じ。)に置く子どもの教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時 2 人を下ってはならない。

子どもの区分	員数
満 1 歳未満の子ども	おおむね 3 人につき 1 人
満 1 歳以上満 3 歳未満の子ども	おおむね 6 人につき 1 人
満 3 歳以上満 4 歳未満の子ども	おおむね 2 0 人につき 1 人
満 4 歳以上の子ども	おおむね 3 0 人につき 1 人

(学級の編制)

第 5 条 満 3 歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用するもの及び保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通する 4 時間程度の利用時間においては、満 3 歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも 1 人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1 学級の子どもの数は 3 5 人以下を原則とする。

(職員の資格)

第 6 条 第 4 条の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満 3 歳未満の子どもの保育に従事する者は、児童福祉法第 1 8 条の 1 8 第 1 項(国家戦略特別区域法(平成 2 5 年法律第 1 0 7 号)第 1 2 条の 5 第 8 項において準用する場合を含む。)の登録(以下「保育士登録」という。)を受けている者でなければならない。

2 第 4 条の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満 3 歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、教育職員免許法(昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号)第 4 条第 2 項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状(以下「幼稚

園教諭免許状」という。)を有し、又は保育士登録を受けている者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士登録を受けている者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園教諭免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士登録を受けている者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録を受けている者とするのが困難であるときは、幼稚園教諭免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士登録を受けている者となるための努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするすることができる。

(認定こども園の長)

第7条 認定こども園には、1人の認定こども園の長を置かなければならない。

2 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

(建物等の配置及び園舎の面積)

第8条 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設においては、それぞれの用に供される建物及びその附属設備(以下「建物等」という。)が同一の又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

(1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

2 認定こども園の園舎の面積(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それ

ぞれ同表の右欄に定める面積以上でなければならない。ただし、既存の保育所又は保育機能施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、次条第3項本文(満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、同項本文及び同条第10項)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積(平方メートル)
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(備えるべき設備)

第9条 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、次に掲げる設備を備えなければならない。

(1) 乳児室又はほふく室

(2) 調乳室

(3) 沐浴^{もく}室

3 第1項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が前条第2項の表に掲げる基準を満たすときは、この限りでない。

4 第1項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$

3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
--------	------------------------------------

- 5 前項の規定にかかわらず、既存の保育所又は保育機能施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、同項第1号に掲げる基準を満たすときは、同項第2号に掲げる基準を満たすことを要しない。
- 6 第4項の規定にかかわらず、既存の幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、同項第2号に掲げる基準を満たすときは、同項第1号に掲げる基準を満たすことを要しない。
- 7 第1項の屋外遊戯場は、建物等と同一の又は隣接する敷地内に設けなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊技場を次に掲げる基準を満たす当該建物等の付近にある適当な場所に代えることができる。
 - (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
 - (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
 - (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
 - (4) 第4項から前項までに規定する基準を満たす場所であること。
- 8 認定こども園(次項本文の場合に該当する幼稚園型認定こども園を除く。)の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、次条ただし書に規定する方法により行う場合は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園においては、当該食事の提供方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
- 9 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 10 第2項の乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

(食事)

第10条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、

当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

(教育及び保育の内容)

第11条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定により幼保連携型認定こども園に関して主務大臣が定める事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定により厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づき、並びに子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(保育者の資質向上)

第12条 認定こども園は、子育て支援事業その他の子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員(当該認定こども園の長を含む。)の資質の向上を図るための措置を講じなければならない。

(子育て支援事業)

第13条 認定こども園は、子育て支援事業の実施に当たっては、次に掲げる基準に適合していなければならない。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。)第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業(同条第1号から第3号までに掲げる事業にあっては、次に掲げる基準に適合する事業)を実施すること。

ア 省令第2条第1号に掲げる事業にあっては、1週間につき3日以上実施すること。

イ 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては、全ての開園日において実施すること。

- (2) 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあっては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。

- (3) 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。

(管理運営)

第14条 認定こども園の管理及び運営については、次に掲げる基準に適合していなければならない。

- (1) 多様な機能を一体的に提供するため、認定こども園の長が全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うことができると認められること。

- (2) 保育を必要とする子どもに対する教育又は保育の時間並びに開園日数及び開園時間について、その地域における当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して適切に定められていること。

- (3) 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。

- (4) 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。

- (5) 児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。)防止の観点から特別の支援を要する家庭の子ども、母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)

第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の子ども、障害児(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。)その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し、必要な措置が講じられていること。

(6) 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。

(7) 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。

(8) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。

第3章 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

附則第2項中「第6条第3項」を「第18条第3項」に改める。

附則第3項中「第7条から第9条まで」を「第19条から第21条まで」に改める。

附則第4項中「第6条第3項」を「第18条第3項」に改める。

附則第5項の表以外の部分中「第7条第3項」を「第19条第3項」に、「第8条第5項」を「第20条第5項」に改め、同項の表第7条第3項の項中「第7条第3項」を「第19条第3項」に、「第14条第1項」を「第26条第1項」に改め、同表第7条第7項の項中「第7条第7項」を「第19条第7項」に改め、同表第8条第5項の項中「第8条第5項」を「第20条第5項」に改める。

附則第6項中「第14条第1項」を「第26条第1項」に改め、同項第2号中「、保健所」を削る。

附則第7項中「第6条第4項本文」を「第18条第4項本文」に改める。

附則第8項中「第8条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附則第9項の表以外の部分中「第7条第3項」を「第19条第3項」に改め、同項の表第7条第3項の項中「第7条第3項」を「第19条第3項」に、「第14条第1項」を「第26条第1項」に改め、同表第7条第6項の項中「第7条第6項」を「第19条第6項」に改め、同表第7条第7項の項中「第7条第7項」を「第19条第7項」に改める。

附則第10項中「第7条第7項第1号」を「第19条第7項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 4 月 1 日において、認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例(平成 26 年神奈川県条例第 58 号)附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた認定こども園の職員の数については、同日から起算して 5 年を経過する日までの間は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 29 年法律第 25 号)による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)の改正により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る権限が神奈川県から移譲されることに伴い、その要件に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第 99 号関係資料

相模原市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 条例の題名の改正(題名関係)

条例の題名を相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例とするもの

(2) 定義に係る規定の追加(第2条関係)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園である幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園について定義するもの

(3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に係る規定の追加(第2章関係)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者が、その施設について認定を受けることができるための要件について定めるもの

ア 職員の数

教育及び保育する子どもの区分に応じ、それぞれ次の表のとりの数の職員を置かなければならないこととするもの

子どもの区分	員数
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人以上
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人以上
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人以上
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人以上

職員数は、常時2人を下ってはならない。

イ 学級の編制

満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に共通する4時間程度の利用時間については、原則として1学級35人以下の学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の学級担任に担当させなければならないこととするもの

ウ 職員の資格

満3歳未満児の保育に従事する者は保育士登録を受けている者、満3歳以上児の教育及び保育に従事する者は幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登

録を受けている者(学級担任は幼稚園教諭免許状を有する者、保育に従事する者は保育士登録を受けている者を原則とする。)でなければならないこととするもの

エ 認定こども園の長

管理運営能力を有する1人の認定こども園の長を置かなければならないこととするもの

オ 建物等

(ア) 備えるべき設備

原則として保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を同一の又は隣接する敷地内に備えなければならないこととし、満2歳未満児の保育を行う場合にあっては、乳児室又はほふく室、調乳室及び沐浴^{もく}室を備えなければならないこととするもの

(イ) 園舎、保育室又は遊戯室等の面積

原則として園舎、保育室又は遊戯室等の面積は、次の表のとおりとするもの

園舎	1学級 180㎡
	2学級以上 $320\text{㎡} + 100\text{㎡} \times (\text{学級数} - 2)$
保育室又は遊戯室	満2歳以上児1人につき1.98㎡以上
屋外遊技場	次の基準を満たさなければならない。 ア 満2歳以上児1人につき3.3㎡以上 イ 次に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満児についてアにより算定した面積を加えた面積以上 $2\text{学級以下 } 330\text{㎡} + 30\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$ $3\text{学級以上 } 400\text{㎡} + 80\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$
乳児室又はほふく室	満2歳未満児1人につき3.3㎡以上

カ 食事

原則として園内で調理した食事を提供しなければならないこととし、満3歳以上児に対する食事の提供にあっては、管理者が必要な注意を果たし得る体制が確保されているなど一定の要件を満たす場合に限り、外部で調理して搬入することができることとするもの

キ 教育及び保育の内容

教育及び保育を行うに当たって幼保連携型認定こども園において遵守しなければならない教育内容を踏まえ、幼稚園及び保育所における教育又は保育の内容についてそれぞれ主務大臣が定める内容に基づかなければならないこととするもの

ク 保育者の資質向上

子育て支援事業その他の子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するため、職員の資質の向上を図る為の措置を講じなければならないこととするもの

ケ 子育て支援事業

1 以上の子育て支援事業等を実施し、及び保護者が利用を希望するときに利用できる体制を確保しなければならないこととするもの

コ 管理運営

開園日数及び開園時間、情報の開示、入園選考、特別な配慮を要する子どもの受入れに際しての必要な措置、子どもの健康及び安全を確保するための必要な措置等について定める基準に適合しなければならないこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

平成 2 7 年 4 月 1 日において、認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例(平成 2 6 年神奈川県条例第 5 8 号)附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた認定こども園の職員の数については、同日から起算して 5 年を経過する日までの間は、1 (3) アに係る規定にかかわらず、なお従前の例によることとするもの

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について
相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 11 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例
相模原市都市公園条例(昭和 45 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 の次に次の 1 条を加える。
(運動施設の敷地面積の制限)

第 2 条の 4 都市公園法施行令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 3 条第 4 項中「第 3 項の」を「前項の」に改め、同条第 5 項中「附する」を「付する」に改める。

第 5 条第 5 号中「捕え」を「捕らえ」に改める。

第 6 条の 2 に次の 1 項を加える。

4 市長は、有料公園施設の管理上必要と認める範囲内で第 2 項の承認に条件を付することができる。

第 10 条第 1 項第 2 号中「附した」を「付した」に改める。

第 20 条の 7 第 3 項中「専用利用する」を「団体で専用して利用する」に改める。

第 20 条の 10 中「第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項」を「第 6 条の 2 第 2 項から第 4 項まで」に改める。

第 21 条中「関し、」を「ついて」に改める。

別表第 1 中「第 2 条の 4 関係」を「第 2 条の 5 関係」に改める。

別表第 1 の 3 中

「

競技場及び第 2 競技	1 月 1 日～12 月	(5 月～8 月)8 時 30 分～18 時 30 分
-------------	--------------	-----------------------------

場	31 日	(9 月 ~ 4 月) 8 時 30 分 ~ 17 時
---	------	-------------------------------

」

を

「

競技場	1 月 1 日 ~ 12 月 31 日	専用利用 8 時 30 分 ~ 20 時 30 分 一般利用 8 時 30 分 ~ 19 時
第 2 競技場	1 月 1 日 ~ 12 月 31 日	(5 月 ~ 8 月) 8 時 30 分 ~ 18 時 30 分 (9 月 ~ 4 月) 8 時 30 分 ~ 17 時

」

「

に、

専用利用・一般利用 9 時 ~ 21 時 30 分

を

」

「

9 時 ~ 21 時 30 分

に、

」

「

専用利用・一般利用 10 時 ~ 18 時

を

」

「

10 時 ~ 18 時

に改め、同表備考 1 中「この表において

」

「休日」」を「休日」に改め、同表備考 2 中「アイススケート場、水泳プール及び屋外水泳プール」を「競技場及びアイススケート場」に改め、「以下同じ。」を削る。

別表第 2 第 5 項第 1 号の表中備考 4 を備考 5 とし、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次のように加える。

3 屋外水泳プールの専用利用とは団体で専用して利用することを、一般利用

とは専用利用以外で個人が利用することをいう。

別表第 4 第 1 項の表中

1 日(8 時 30 分 ~ 18 時 30 分)	52,000 円
	130,000 円

を

に改め、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 を備考 3

1 日(8 時 30 分 ~ 20 時 30 分)	62,400 円
	156,000 円

とし、備考 1 の次に次のように加える。

- 2 専用利用とは団体で専用して利用することを、一般利用とは専用利用以外で個人が利用することを、特別専用利用とは定められた時間内に個人又は団体で専用して利用することをいう。

別表第 4 第 3 項の表中

を

電光掲示盤	1 日(8時30分 ~ 18時30分)	36,000円
放送設備		4,000円

夜間照明施設	全点灯	1 時 間 に つき	178,000円
	1 / 2 点灯		89,000円
	1 / 4 点灯		44,500円
	1 / 10点灯		17,800円
電光掲示盤	1 日 (8時30分 ~ 20時30分)		43,200円
放送設備			4,800円

「

	12,500円
	5,000円
	3,500円
	3,500円

「

	15,000円
	6,000円
	4,200円
	4,200円

1 日(8 時 30 分 ~ 18 時 30 分)	3,500 円	を	1 日(8 時 30 分 ~ 20 時 30 分)	4,200 円	に改める。
	3,500 円			4,200 円	
	3,500 円			4,200 円	
	2,000 円			2,400 円	
	2,000 円			2,400 円	
	1,500 円			1,800 円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の相模原市都市公園条例の規定による相模原麻溝公園競技場の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 29 年政令第 156 号)による都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)の改正に伴う運動施設の敷地面積の制限に係る規定の追加、相模原麻溝公園競技場の夜間照明施設の設置に伴う利用料金等に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 0 0 号関係資料

相模原市都市公園条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 都市公園法施行令(昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号)の改正に伴う運動施設の敷地面積の制限に係る規定の追加(第 2 条の 4 関係)

都市公園に設ける運動施設の敷地面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限を 1 0 0 分の 5 0 (都市公園法施行令第 8 条第 1 項に規定する当該割合の参酌基準と同様)とするもの

(2) 相模原麻溝公園競技場の夜間照明施設の設置に伴う利用料金等に係る規定の改正(別表第 1 の 3 及び別表第 4 関係)

相模原麻溝公園競技場の供用時間の変更、夜間照明施設の利用料金の設定及び供用時間の変更に伴う運動施設等の利用料金の改定をするもの

ア 供用時間の変更

有料公園施設の種類	現行	改正後
競技場	(5 月 ~ 8 月)	専用利用(通年)
	8 時 30 分 ~ 18 時 30 分	8 時 30 分 ~ 20 時 30 分
	(9 月 ~ 4 月)	一般利用(通年)
	8 時 30 分 ~ 17 時	8 時 30 分 ~ 19 時

イ 夜間照明施設の利用料金の設定

単位		金額
全点灯	1 時間	178,000円
1 / 2 点灯	につき	89,000円
1 / 4 点灯		44,500円
1 / 1 0 点灯		17,800円

ウ 供用時間の変更に伴う運動施設の専用利用の利用料金の改定

有 料 公 園 施設の種類	現行		改正後	
	単位	金額	単位	金額
競技場	市民	1 日 (8 時	市民	1 日 (8 時
		52,000円		62,400円

	市民以外 のもの	30分～18 時30分)	130,000円	市民以外 のもの	30分～20 時30分)	156,000円
--	-------------	-----------------	----------	-------------	-----------------	----------

エ 供用時間の変更に伴う附属施設の利用料金の改定

附属施設の種類	現行		改正後	
	単位	金額	単位	金額
電光掲示盤	1日(8時	36,000円	1日(8時	43,200円
放送設備	30分～18	4,000円	30分～20	4,800円
写真判定装置	時30分)	12,500円	時30分)	15,000円
会議室1(大会本部室A)		5,000円		6,000円
会議室2(大会本部室B)		3,500円		4,200円
会議室3(大会本部室C)		3,500円		4,200円
会議室4(大会本部室D)		3,500円		4,200円
会議室5(大会本部室E)		3,500円		4,200円
会議室6(大会本部室F)		3,500円		4,200円
会議室7(インタビュー室A)		2,000円		2,400円
会議室8(インタビュー室B)		2,000円		2,400円
会議室9(打合せ室)		1,500円		1,800円

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日。ただし、2(2)に係る規定は、公布の日

(2) 準備行為

改正後の相模原市都市公園条例の規定による相模原麻溝公園競技場の利用の承認申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとするもの

相模原市奨学金条例について
相模原市奨学金条例を次のように制定する。

平成 29 年 11 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市奨学金条例
相模原市奨学金条例(昭和 37 年相模原市条例第 14 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、経済的理由により高等学校等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。))及び高等専門学校(第 3 学年までに限る。))並びに同法第 124 条に規定する専修学校(高等課程に限る。)をいう。以下同じ。)における修学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより修学を奨励し、もって教育の機会均等に資することを目的とする。

(奨学生の資格)

第 2 条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、高等学校等に入学を許可された者又は在学する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住していること。
- (2) 経済的な理由により修学が困難であること。
- (3) 学業を続けようとする意欲のある者であること。
- (4) 教育委員会規則で定める奨学金を受給していないこと。

(奨学金の額)

第 3 条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 入学支度金 20,000 円
- (2) 修学資金 年額 100,000 円

(給付期間)

第4条 前条第2号の修学資金を給付する期間は、3年以内とする。ただし、高等学校(定時制の課程及び通信制の課程に限る。)及び専修学校にあっては、4年を超えない範囲内で教育委員会が必要と認める期間とする。

(申請)

第5条 奨学生になることを希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請について審査し、奨学生を決定する。

(届出の義務)

第7条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 入学を取りやめたとき。

(2) 休学、停学、復学、転学又は退学したとき。

(3) 本人の住所その他教育委員会規則で定める事項に異動があったとき。

(4) 奨学金を必要としなくなったとき。

(奨学金の減額等)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、奨学金の給付額を減額し、又は奨学金を給付しないことができる。

(1) 入学を取りやめたとき。

(2) 休学、停学又は退学したとき。

(3) 傷病その他の事由により、学業を続けられる見込みがないとき。

(4) 第2条に規定する要件を欠くと教育委員会が認めたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

(奨学金の返還)

第9条 奨学金は、返還を要しない。ただし、教育委員会が返還を要すると認めるときは、奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、

公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の相模原市奨学金条例の規定により貸与を決定した奨学金の取扱いについては、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 奨学生の決定に係る申請の受付その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

提案の理由

経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者に対し、奨学金を給付することにより修学を奨励するため、奨学金の給付について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市学校施設整備基金条例について
相模原市学校施設整備基金条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市学校施設整備基金条例

(設置)

第 1 条 市が設置する学校施設を整備する事業(以下「事業」という。)の財源とするため、相模原市学校施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 事業の趣旨に添う寄附金の額

(2) 一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる

る。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

市が設置する学校施設を整備する事業の財源とするため、基金の設置その他所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市立公民館条例及び相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市立公民館条例及び相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 29 年 11 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立公民館条例及び相模原市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市立公民館条例の一部改正)

第 1 条 相模原市立公民館条例(昭和 39 年相模原市条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 青根公民館の項中「相模原市緑区青根 1372 番地」を「相模原市緑区青根 1372 番地 1」に改める。

(相模原市区の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市区の設置等に関する条例(平成 21 年相模原市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の表緑区役所青根出張所の項中「相模原市緑区青根 1331 番地」を「相模原市緑区青根 1372 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

青根公民館、緑区役所青根出張所及び津久井消防署青根分署を複合施設として整備することに伴い、青根公民館及び緑区役所青根出張所の位置の変更をいたしたく提案するものである。

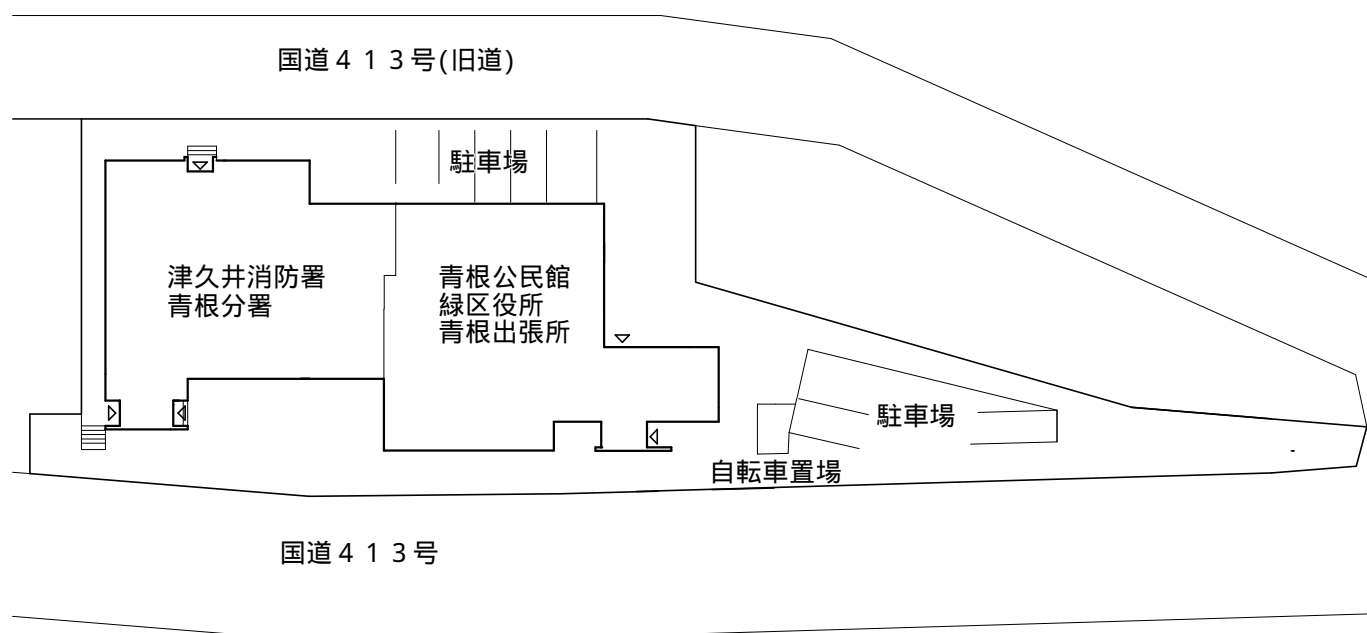
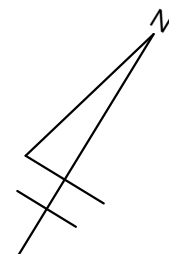
案 内 図



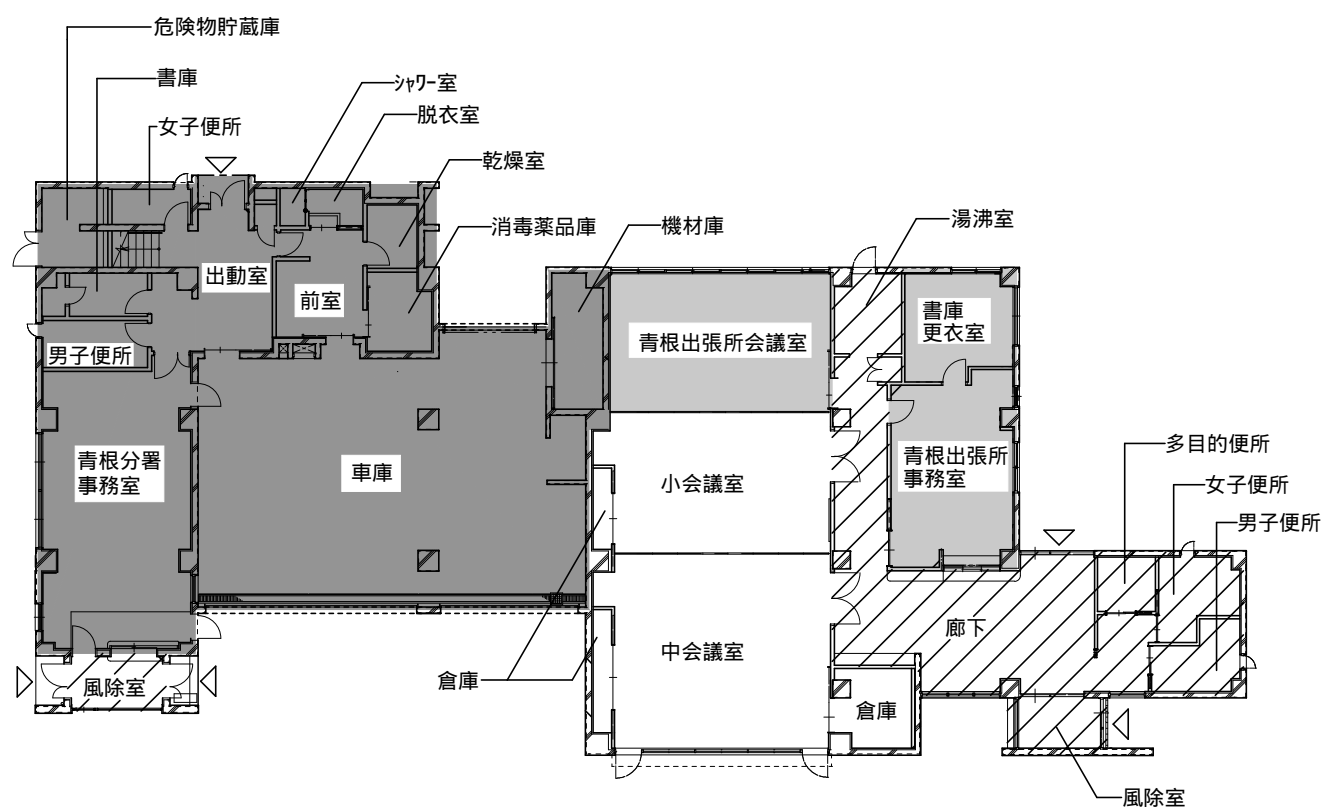
施設の概要

区 分	移 転 前 (整 備 前)			移 転 後 (整 備 後)
	青根公民館	緑 区 役 所 青 根 出張所	津 久 井 消 防 署 青根出張所	複合施設
位 置	相模原市緑区 青根 1 3 7 2 番地	相模原市緑区 青根 1 3 3 1 番地	相模原市緑区 青根 1 2 8 9 番地 4	相模原市緑区 青根 1 3 7 2 番地 1
構 造	木造 2 階建	木造 2 階建 R C 造地下 1 階	R C 造 2 階建	R C 造 2 階建
敷 地 面 積	1 , 4 1 9 . 7 8 m ²	4 6 8 . 5 7 m ²	7 8 6 . 6 4 m ²	1 , 4 1 9 . 7 8 m ²
延べ床面積	4 9 6 . 0 0 m ²	3 4 2 . 1 1 m ²	1 6 5 . 0 2 m ²	7 5 2 . 6 0 m ²

配置図



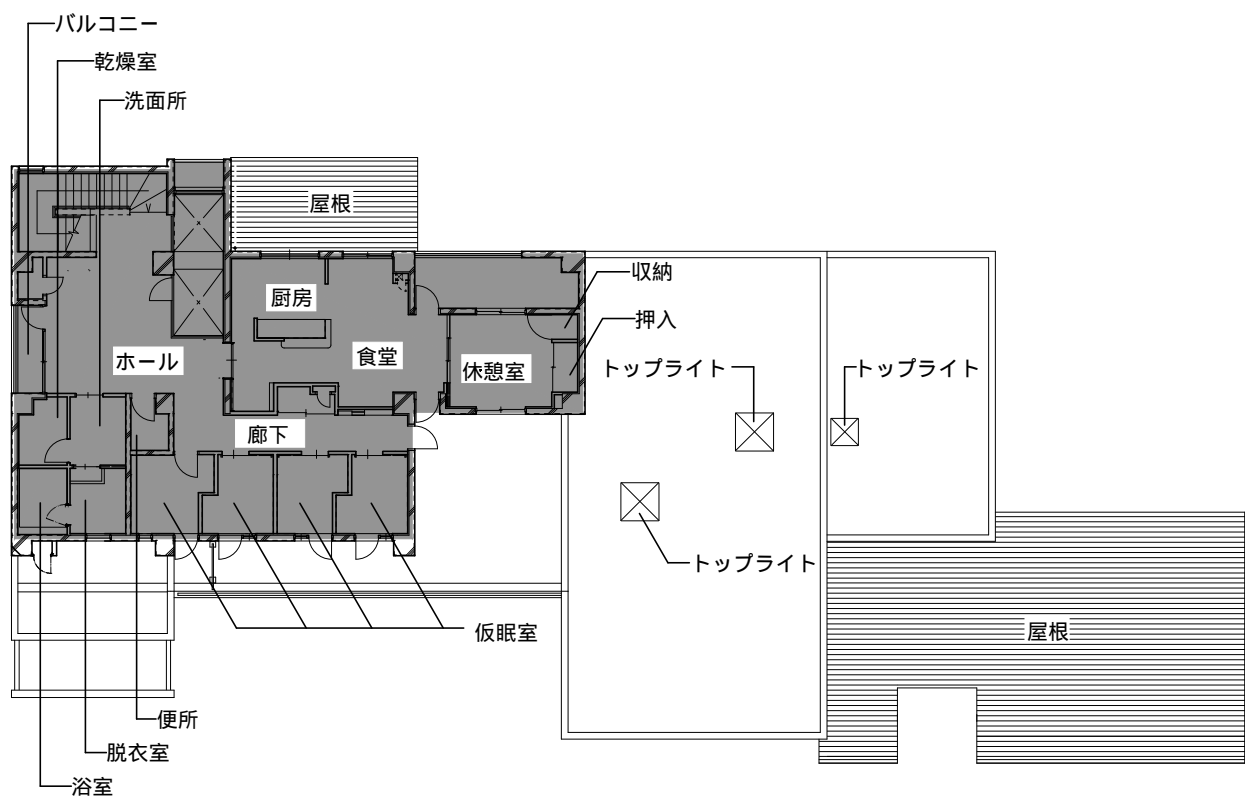
1 階平面図



凡 例

- 公民館部分
- 出張所部分
- 共用部分
- 消防署分署部分

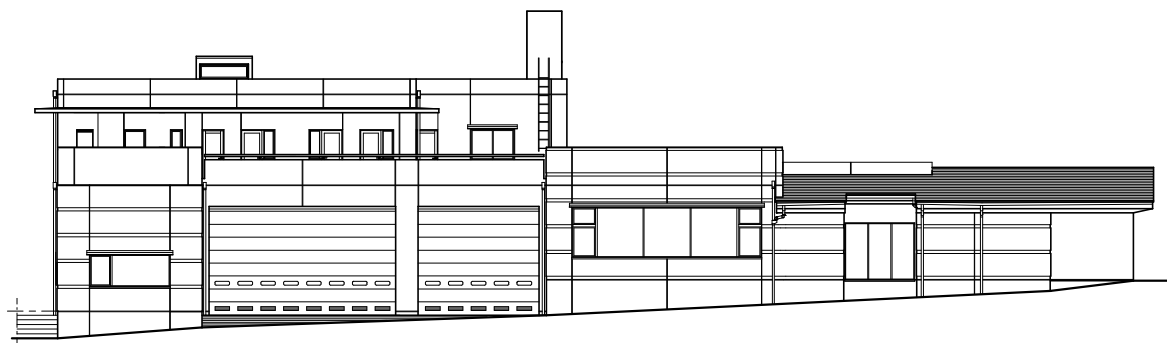
2 階平面図



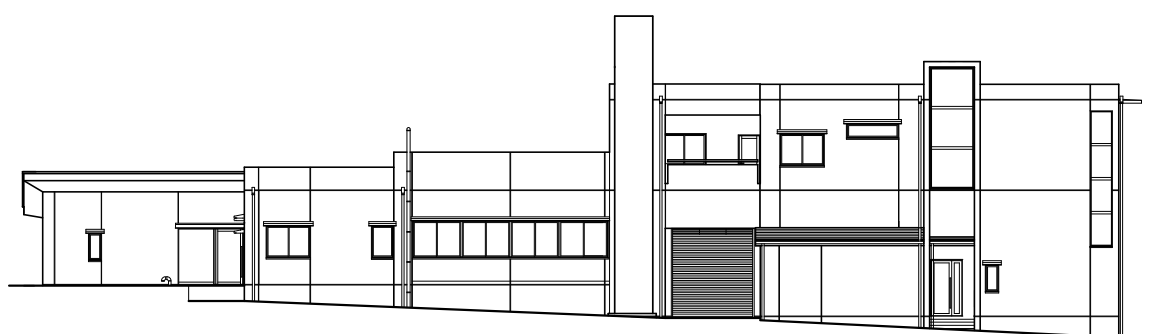
凡 例

消防署分署部分

南立面图



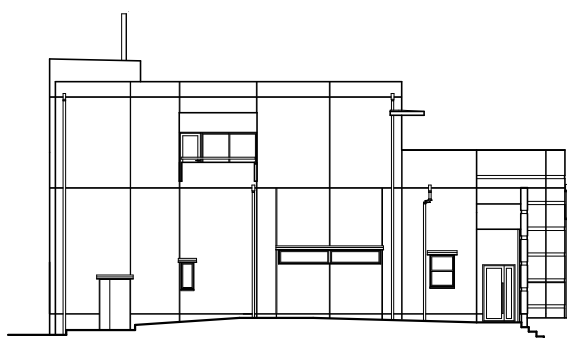
北立面图



東立面图



西立面图



工事請負契約について(市道新戸相武台道路改良工事(その 1 6))
次のとおり、工事請負契約を締結する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日提出

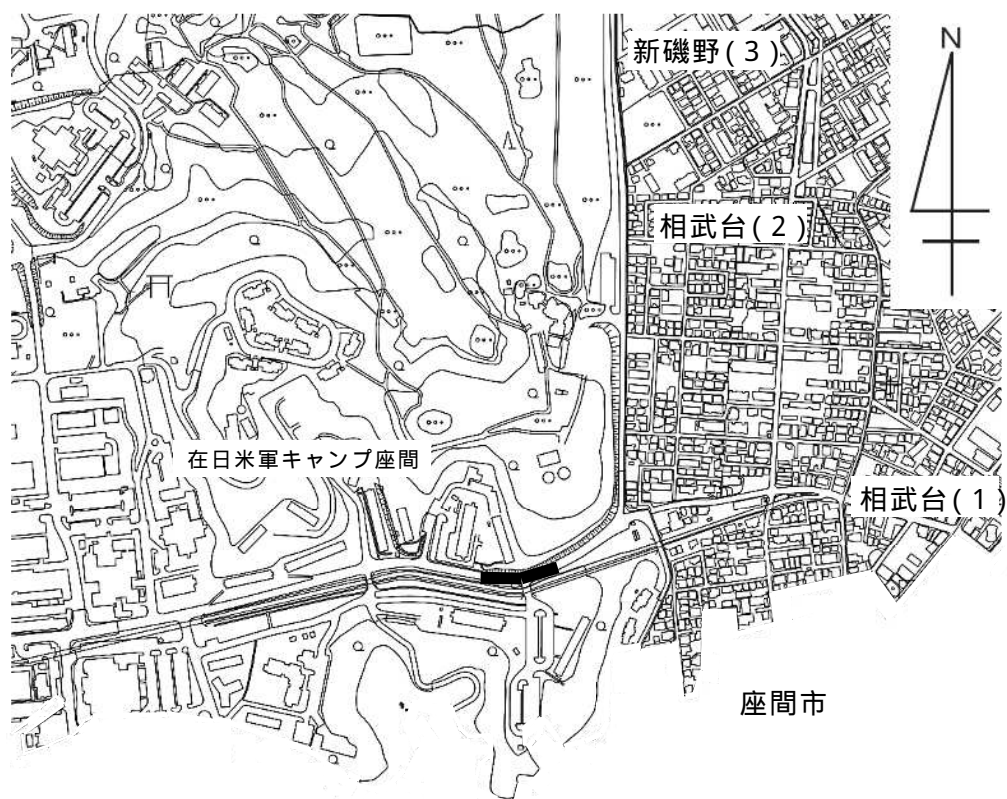
相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 工事の名称
市道新戸相武台道路改良工事(その 1 6)
- 2 工事の場所
相模原市南区新戸地内
- 3 契約金額
3 5 0 , 4 8 9 , 1 6 0 円
- 4 契約の相手方
相模原市緑区橋本 6 丁目 2 7 番 7 号
アコック・平井工業共同企業体
代表者 株式会社アコック
代表取締役 大 隈 秀 仁
- 5 履行期限
本契約締結の日から 4 5 0 日以内
- 6 契約締結の方法
条件付一般競争入札(総合評価方式)

提案の理由

市道新戸相武台道路改良工事(その 1 6)に係る工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 2 2 号)第 2 条の規定により提案するものである。

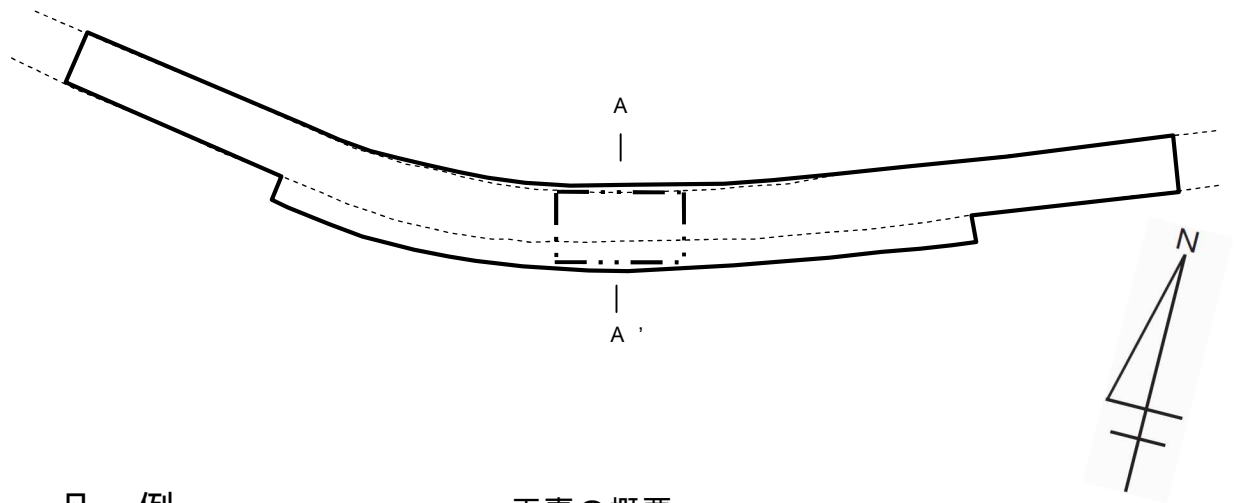
案 内 図



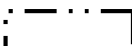
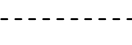
凡 例

—— 工事場所

平面図



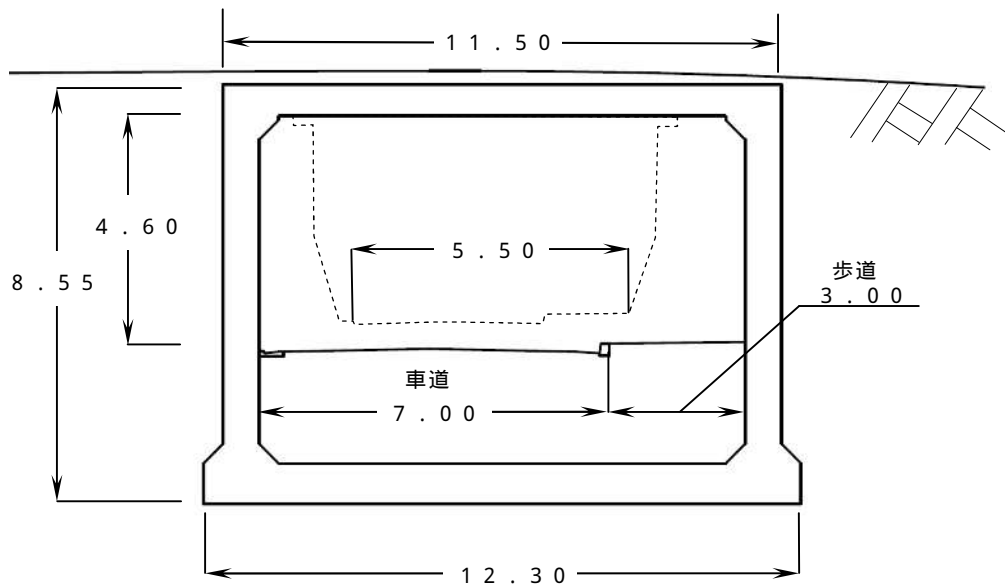
凡 例

	工 事 部 分
	橋 り よ う
	現 況 市 道

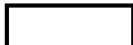
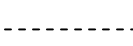
工事の概要

工 事 延 長	1 4 0 . 0 m
道路拡幅延長	8 0 . 0 m
幅 員	7 . 5 m ~ 1 0 . 0 m
主 な 工 種	ボックスカルバート工 道路改良工 舗装工

A - A ' 断面図 (単位 m)



凡 例

	工 事 部 分
	現 況 市 道

議案第 1 0 4 号関係資料(その 2)

契約の相手方の概要

1 所在地及び名称

相模原市緑区橋本 6 丁目 2 7 番 7 号
アコック・平井工業共同企業体

2 代表者

株式会社アコック 代表取締役 大隈 秀仁

3 構成員

相模原市緑区橋本 6 丁目 2 7 番 7 号
株式会社アコック 代表取締役 大隈 秀仁
相模原市緑区向原 1 丁目 4 番 1 2 号
平井工業株式会社 代表取締役 平井 治夫

4 各構成員の概要

構 成 員			株式会社アコック	平井工業株式会社
資 本 金			50,000 千円	20,000 千円
従 業 員 数			20 人	10 人
年 間 工 事 完 成 高			800,640 千円	433,969 千円
建設業法による許可の 番 号 及 び 年 月 日			国土交通大臣 許可(特 - 28) 第 14058 号 平成 28 年 5 月 25 日	神奈川県知事 許可(特 - 27) 第 26547 号 平成 28 年 2 月 10 日
営 業 年 数			36 年	38 年
最 近 に	1	発 注 者	相 模 原 市	相 模 原 市
		工 事 名	津久井広域道路(仮称)荒 匂大橋新設工事	都市計画道路大山氷川線 道路改良工事
		受注金額	1,887,848 千円 (519,158 千円)	918,137 千円 (229,534 千円)
			平成 24 年 3 月 ~	平成 20 年 3 月 ~

おける 主な受 注工事		施工期	平成28年3月	平成22年8月
		発注者	相模原市	相模原市
		工事名	市道新戸相武台道路改良 工事(第三工区)	都市計画道路相原宮下線 道路改良工事(相原)
	2	受注金額	1,470,710 千円 (367,677 千円)	884,065 千円 (176,813 千円)
		施工期	平成25年9月~ 平成27年3月	平成25年9月~ 平成27年6月

受注金額欄の()内の金額は、共同企業体の出資比率に応じた請負分である。

議案第 1 0 4 号関係資料(その 3)

入札参加業者の概要

№	所在地及び名称	代表者	資本金	年間工事 完成高
1	相模原市緑区橋本 6 丁目 2 7 番 7 号 アコック・平井工業共同 企業体	株式会社アコッ ク 代表取締役 大隈 秀仁	千円 70,000	千円 1,234,609
2	相模原市南区新磯野 1 丁 目 5 0 番 3 号 アヅマ建設・三伸建設共 同企業体	アヅマ建設株式 会社 代表取締役 我妻 秀行	50,000	1,879,934
3	相模原市中央区小山 2 丁 目 7 番 2 2 号 入江建設・防長土建共同 企業体	株式会社入江建 設 代表取締役 入江 功	54,000	2,838,019
4	相模原市中央区矢部 1 丁 目 1 3 番 1 9 号 進建・アイコーポレーシ ョン共同企業体	有限会社進建 代表取締役 広田 俊夫	86,000	742,320

議案第 1 0 4 号関係資料(その 4)

入札状況

No	入 札 参 加 業 者	入 札 状 況				備考
		技 術 評価点	入 札 価 格	評価値	順位	
1	アコック・平井工業共同 企業体	118.4	円 324,527,000	0.3648	1	落札
2	アヅマ建設・三伸建設共同 企業体	117.9	330,880,000	0.3563	2	
3	入江建設・防長土建共同 企業体	116.4	330,840,000	0.3518	3	
4	進建・アイコーポレーシ ョン共同企業体		312,950,000			失格

開 札 日 時 平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日 午前 9 時 0 0 分

予 定 価 格 3 6 1 , 5 1 0 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

調査基準価格 3 3 0 , 8 4 0 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

失格基準価格 3 1 4 , 2 9 8 , 0 0 0 円(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)

入札価格に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が落札価格(契約金額)となる。

入札参加業者から提出された評価項目(企業の施工能力及び企業の社会性・信頼性)に関する技術資料について、評価基準に基づき加算点を算出し、標準点(1 0 0 点)と合算した技術評価点を入札価格で除し、1 0 0 万を乗じて得た数値が評価値となり、評価値が最も高い入札参加業者が落札者となる。

訴えの提起について(母子福祉資金貸付金償還請求)
次のとおり、訴えを提起する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 相手方

甲 市内在住者

乙 市内在住者(連帯債務者)

2 管轄裁判所

横浜地方裁判所相模原支部

3 請求の趣旨

次のとおり、判決及び仮執行の宣言を求める。

(1) 相手方は、本市に対し、連帯して金 1 , 8 7 6 , 0 0 0 円及び当該金額に対する支払期日の翌日から支払当日に至るまでの違約金を支払うこと。

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とすること。

4 事件の概要

(1) 本市は、甲に対し、母子及び寡婦福祉法(現母子及び父子並びに寡婦福祉法)(昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号)の規定に基づき、母子福祉資金貸付金として、平成 2 2 年 3 月から平成 2 4 年 3 月までの間に、就学支度資金 5 8 0 , 0 0 0 円、修学資金 1 , 2 9 6 , 0 0 0 円、合計 1 , 8 7 6 , 0 0 0 円を貸し付けた。
この際、乙は、甲の連帯債務者となった。

(2) 甲は、平成 2 4 年 1 2 月分から平成 2 9 年 6 月分までの償還金の支払を怠った。

(3) 本市は、甲に対し、滞納償還金の全額を支払うよう再三にわたり催告を行ったが、支払に応じないため、乙に対しても督促を行った。

(4) 本市は、甲及び乙に対し、滞納償還金の全額を支払うよう再三にわたり催告を行ったが、甲及び乙がこれに応じないため、平成 2 9 年 9 月 2 9 日付けで同

年 10 月 7 日までに滞納償還金の全額の支払がない場合には、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 16 条第 2 号の規定により、期限の利益を喪失させ、償還期限未到来分を含めて一括請求することを予告したが、甲及び乙は、支払に応じなかった。

(5) よって、本市は、甲及び乙に対し償還金の全額及び償還金の支払期日の翌日から支払当日に至るまでの違約金の支払を求める訴えを提起する。

5 訴訟遂行の方針

(1) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

(2) 相手方が本件請求に関する一切の債務を解消する旨の申入れをし、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。

提案の理由

母子福祉資金貸付金の償還を怠った者及びその連帯債務者に対しその償還及び違約金の支払を求める訴えを提起するに当たり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を経る必要による。

訴えの提起について(住宅明渡し等請求)
次のとおり、訴えを提起する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

1 相手方

甲 市内在住者

乙 市内在住者(連帯保証人)

2 管轄裁判所

横浜地方裁判所相模原支部

3 請求の趣旨

次のとおり、判決及び仮執行の宣言を求める。

(1) 甲は、市営住宅を明け渡すこと。

(2) 相手方は、本市に対し、連帯して滞納家賃の全額及び滞納家賃の納期限の翌日から納付済みに至るまでの違約金並びに甲への本件に係る訴状の到達日の翌日から市営住宅の明渡しの日までの損害金を支払うこと。

(3) 訴訟費用は、相手方の負担とすること。

4 事件の概要

(1) 本市は、甲に対し、市営上九沢団地への入居の決定をし、甲は、本市に対し、平成 1 6 年 3 月 1 9 日付けで、市営住宅入居請書を提出した。この際、乙は、甲の連帯保証人となった。

(2) 甲は、平成 1 6 年 4 月 1 日付けで当該住宅に入居した。

(3) 甲は、入居後、家賃の一部を滞納したため、本市は、甲に対し、再三にわたり支払を求める催告を行ったが、支払に応じないため、乙に対しても督促を行った。

(4) 甲及び乙は、滞納家賃の一部を支払ったが、平成 2 7 年 6 月分以降の家賃については支払を怠っており(平成 2 9 年 1 0 月末時点での未納額は、

1,668,300円となっている。)、また、平成29年1月頃からは、当該住宅における甲の居住が確認できず、居所も不明である。

(5) よって、本市は、甲に対し相模原市市営住宅条例(平成9年相模原市条例第19号)第46条第1項第2号の規定により当該住宅の明渡しを求め、並びに甲及び乙に対し滞納家賃の全額及び滞納家賃の納期限の翌日から納付済みに至るまでの違約金並びに甲への本件に係る訴状の到達日の翌日から当該住宅の明渡しの日までの損害金の支払を求める訴えを提起する。

5 訴訟遂行の方針

(1) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

(2) 甲が市営住宅を明け渡し、及び相手方が本件請求に関する一切の債務を解消する旨の申入れをし、かつ、それらの履行が見込まれる場合は、和解する。

提案の理由

市営住宅の家賃の支払を怠った者に対し当該住宅の明渡しを求め、並びに当該支払を怠った者及びその連帯保証人に対し滞納家賃及び違約金並びに損害金の支払を求める訴えを提起するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経る必要による。

指定管理者の指定について(相模原市営斎場)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市営斎場
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 9 番 1 5 号
名 称 相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体
- 3 指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

提案の理由

相模原市営斎場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 1 0 7 号関係資料(その 1)

相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区鹿沼台 1 丁目 9 番 1 5 号

相模トライアム株式会社

富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号

株式会社宮本工業所

富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号

株式会社五輪

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
相模トライアム株式会社	平成 6 年 5 月 1 2 日 設立 平成 6 年 1 1 月 1 6 日 駐労相模管財株式会社から相模 トライアム株式会社に改称
株式会社宮本工業所	昭和 3 4 年 4 月 1 日 設立
株式会社五輪	昭和 5 5 年 7 月 1 7 日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
相模トライアム株式会社	役 員 4 名 従業員 3 9 2 名	5 2 , 5 0 0 千円
株式会社宮本工業所	役 員 5 名 従業員 2 7 8 名	5 0 , 0 0 0 千円
株式会社五輪	役 員 5 名 従業員 2 9 5 名	2 0 , 0 0 0 千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア ビル総合管理業 イ 建築物の環境衛生管理業務

相模トライアム株式会社	ウ 建築物の各種設備機器の保守管理及び修理業務 エ 総合警備保障業務 オ 受付、案内及び電話交換業務の請負 カ マンションの総合管理業務 キ 医療施設の保守、管理及び清掃業務 ク 道路及び公園の植栽、清掃その他環境整備業務 ケ 建築一式及び造園工事業 コ 駐車場の経営及び管理
株式会社宮本工業所	ア 工業窯炉の設計及び工事請負 イ 焼却炉の設計及び工事請負 ウ 土木建築工事請負及び設計監督 エ 焼却炉並びにその附帯施設及び設備の運営及び維持管理 オ 人材派遣業 カ 一般貨物自動車運送事業 キ アからカまでに附帯する一切の業務
株式会社五輪	ア 斎場の運営及び保守管理 イ 工業窯炉、焼却炉及びその附帯設備機器の設計、施工、販売及び管理 ウ 築炉工事の設計、施工及び請負 エ 人材派遣業 オ アからエまでに附帯する一切の業務

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
相模トライアム株式会社	相模原市営斎場の指定管理者(平成 2 7 年 4 月から現在に至る。) 共同企業体の構成員としての指定管理者
	ア 相模原市営斎場の指定管理者(平成 2 7 年 4 月から現在に至る。) イ 新潟市白根斎場の指定管理者(平成 1 8 年 1 2 月から現在に至る。)

株式会社宮本工業所	ウ 浜松市浜北斎場の指定管理者(平成 24 年 4 月から現在に至る。) エ 熊本市斎場の指定管理者(平成 25 年 4 月から現在に至る。) オ 新潟市新津斎場の指定管理者(平成 27 年 4 月から現在に至る。) ア及びウからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者
株式会社五輪	ア 相模原市営斎場の指定管理者(平成 27 年 4 月から現在に至る。) イ 高松市やすらぎ苑の指定管理者(平成 20 年 4 月から現在に至る。) ウ 平塚市聖苑の指定管理者(平成 20 年 4 月から現在に至る。) エ 栃木市斎場の指定管理者(平成 24 年 4 月から現在に至る。) オ 大田原市火葬場の指定管理者(平成 25 年 4 月から現在に至る。) ア及びウからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者

議案第 107 号関係資料(その 2)

相模原市営斎場の指定管理者の選考について

1 選考理由

相模トラリアム・五輪・宮本工業所企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 29 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 29 年 6 月 10 日(参加数 4 団体)

ウ 申請の受付 平成 29 年 7 月 24 日から同年 8 月 23 日まで(申請数 1 団体)

(3) 選考

平成 29 年 10 月 3 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市営斎場指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(民間事業者 1 名、公認会計士 1 名、市職員 2 名) 計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	施設の管理運営に係る基本的な理念	4 0	3 6
	施設等の維持管理に関する業務の具体的な計画	4 0	2 8
	利用者満足度・利用者ニーズの把握の取組	4 0	3 4
	利用者満足度の向上を図るための事業の実施に関する業務の具体的な計画	4 0	3 0
	年間事業計画の理念・内容	4 0	3 2
	人材確保、採用計画等の考え方	4 0	2 6
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	2 4
	収支計画	4 0	2 2
	小計	3 2 0	2 3 2
管理を行う能力			
内 訳	公共性・非営利性への取組	2 0	1 3
	危機・安全・衛生管理等に関する考え方	6 0	4 2
	人材育成及び研修体制の考え方	2 0	1 3
	職員の労働条件	2 0	7
	個人情報保護及び情報公開の仕組み・体制	1 6 0	1 3 6
	法令等の遵守	2 0	1 2
	申請団体の事業実績	1 0 0	9 0
	申請団体の経営状況	2 0	1 4
	小計	4 2 0	3 2 7
その他			
内 訳	交通渋滞等への対応	2 0	1 4
	応急対応の体制	2 0	1 4
	電力契約の見直しによる事業費の削減の取組	2 0	1 2

	小計	60	40
	小計	800	599
	経費削減に対する評価	40	1
	合計	840	600

備考

- 1 事業計画・収支予算、管理を行う能力及びその他に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、400点とした。
- 2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パーセントを上限とし、次のとおり算出した。

$$\begin{aligned} \text{経費削減に係る得点} &= (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)}) \\ &\quad \div \text{提案に当たっての上限額(年額)} \times 100 \end{aligned}$$

(イ) 候補団体について、配点の合計(840点)を100点満点に換算した場合の得点は、71.4点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立南障害者地域活動支援センター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立南障害者地域活動支援センター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区陽光台 2 丁目 2 番 8 号 E M ビル 201
名 称 特定非営利活動法人エヌピーオーかむ
- 3 指定の期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

提案の理由

相模原市立南障害者地域活動支援センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 108 号関係資料(その 1)

特定非営利活動法人エヌピーオーかむの概要

1 設立年月日

平成 14 年 10 月 21 日

2 規模

(1) 職員数等 役員 10 名、職員 30 名

(2) 資産の総額 33,375,277 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 障害者福祉に関する広報事業

イ 障害者の自立支援に関する事業

ウ 障害者の社会参加に関する支援事業

エ 障害者福祉に関する研修等事業

オ 障害者の人権・権利擁護に関する事業

カ その他本会の目的を達成するために必要な事業

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立南障害者地域活動支援センターの指定管理者(平成 22 年 4 月から現在に至る。)

議案第 108 号関係資料(その 2)

相模原市立南障害者地域活動支援センターの指定管理者の選考について

1 選考理由

特定非営利活動法人エヌピーオーかむ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 29 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 29 年 6 月 30 日(参加数 1 団体)

ウ 申請の受付 平成 29 年 7 月 12 日から同年 8 月 7 日まで(申請数 1 団体)

(3) 選考

平成 29 年 9 月 13 日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立南障害者地域活動支援センター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士 1 名、弁護士 1 名、市職員 2 名)
計 5 名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員 5 名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	2 0	1 7
	市民サービス水準の確保	3 5	2 5
	施設等の維持管理の計画・内容	2 0	1 4
	年間事業計画の理念・内容	3 5	2 3
	相談支援事業の内容	3 5	2 5
	地域活動支援センター事業の内容	3 5	2 1
	団体独自の発想に基づく提案	4 0	2 8
	管理に必要な人員の配置	3 5	2 1
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	3 5	2 5
	収支計画	3 5	2 1
	小計	3 2 5	2 2 0
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	2 0	1 5
	組織・人員体制	2 0	1 5
	雇用及び労働条件	2 0	1 3
	申請団体の事業実績	2 0	1 8
	施設の安全、衛生管理等の体制	3 5	1 9
	個人情報保護及び情報公開の体制	2 0	1 4
	公共性への取組	2 0	1 5
	法令等の遵守	2 0	1 3
	小計	1 7 5	1 2 2
小計		5 0 0	3 4 2
経費削減に対する評価		2 5	0
合計		5 2 5	3 4 2

備考

- 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、2 5 0 点とした。

2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パーセントを上限とし、次のとおり算出した。

$$\text{経費削減に係る得点} = (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)}) \\ \div \text{提案に当たっての上限額(年額)} \times 100$$

(イ) 候補団体について、配点の合計(525点)を100点満点に換算した場合の得点は、65.1点(小数点以下1位未満切捨て)である。

当せん金付証票の発売限度額について

当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)第 4 条第 1 項の規定により、平成 30 年度における当せん金付証票の発売限度額について次のとおり定める。

平成 29 年 11 月 21 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

平成 30 年度の発売限度額 4 , 5 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

提案の理由

平成 30 年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証票を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)第 4 条第 1 項の規定により提案するものである。

平成 2 9 年度相模原市一般会計補正予算(第 4 号)

平成 2 9 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 2 9 0 , 2 2 5 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 8 6 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9 1 , 0 8 5 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		千円 56,400,177	千円 50,603	千円 56,450,780
	5 国庫負担金	47,111,764	47,250	47,159,014
	10 国庫補助金	8,866,890	3,353	8,870,243
60 県支出金		14,985,330	3,353	14,988,683
	10 県補助金	3,201,500	3,353	3,204,853
70 寄附金		53,870	211,721	265,591
	5 寄附金	53,870	211,721	265,591
75 繰入金		7,176,025	33,994	7,210,019
	10 基金繰入金	7,122,830	33,994	7,156,824
80 繰越金		1,712,643	243,129	1,955,772
	5 繰越金	1,712,643	243,129	1,955,772
90 市債		24,929,300	317,200	25,246,500
	5 市債	24,929,300	317,200	25,246,500
歳 入 合 計		290,225,000	860,000	291,085,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 25,572,798	千円 153,000	千円 25,725,798
	5 総務管理費	16,013,902	153,000	16,166,902
15 民生費		122,832,498	98,589	122,931,087
	5 社会福祉費	51,168,287	△142,186	51,026,101
	10 児童福祉費	47,316,242	240,775	47,557,017
20 衛生費		21,733,779	94,435	21,828,214
	5 保健衛生費	11,470,781	91,000	11,561,781
	10 清掃費	9,636,755	3,435	9,640,190
35 商工費		14,240,728	4,000	14,244,728
	5 商工費	14,240,728	4,000	14,244,728
40 土木費		26,242,615	342,350	26,584,965
	5 道路橋りょう費	9,492,623	2,722	9,495,345
	20 公園費	1,100,698	339,628	1,440,326
50 教育費		43,416,351	167,626	43,583,977
	5 教育総務費	4,894,275	10,580	4,904,855
	10 小学校費	21,032,255	18,040	21,050,295
	15 中学校費	11,775,562	108,893	11,884,455
	25 市民体育費	1,597,973	30,113	1,628,086
歳 出 合 計		290,225,000	860,000	291,085,000

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
50 教育費	10 小学校費	小学校工事設計等委託	16,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
南 地 域 障 害 セ ン タ 者 指 定 活 動 支 援 経 費 管 理 経 費	平成29年度から 平成34年度まで	134,175
斎 場 指 定 管 理 経 費	平成29年度から 平成34年度まで	1,298,845

第4表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前	補 正	補 正 後
	千円	千円	千円
(土木債) 公園整備費	50,100	254,600	304,700
(教育債) 小学校整備費	217,200	12,000	229,200
中学校整備費	85,100	50,600	135,700
計	24,929,300	317,200	25,246,500

平成 2 9 年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 2 9 年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 4 8 , 2 4 0 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 1 0 1 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8 , 3 4 1 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
45 繰越金		千円	千円	千円
		0	101,000	101,000
	5 繰越金	0	101,000	101,000
歳 入 合 計		48,240,000	101,000	48,341,000

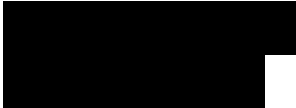
歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
35 諸支出金		千円 17,100	千円 101,000	千円 118,100
	5 償還金及び還付加算金	17,100	101,000	118,100
歳 出 合 計		48,240,000	101,000	48,341,000

人事委員会の委員の選任について
次の者を、本市人事委員会の委員に選任したいので同意されたい。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	谷 口 隆 良	

提案の理由

地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 1 1 号)の
一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 7 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 8 5」を「1 0 0 分の 9 5」に、
「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 1 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分
の 4 0」を「1 0 0 分の 4 5」に、「1 0 0 分の 5 0」を「1 0 0 分の 5 5」に
改め、同項第 3 号中「1 0 0 分の 7 5」を「1 0 0 分の 8 0」に、「1 0 0 分の
9 5」を「1 0 0 分の 1 0 0」に改める。

第 2 条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 7 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 9 0」に、
「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分
の 4 5」を「1 0 0 分の 4 2. 5」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 5 2. 5」
に改め、同項第 3 号中「1 0 0 分の 8 0」を「1 0 0 分の 7 7. 5」に、「1 0 0
分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 9 7. 5」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 1 5 年相模原市
条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2. 5」を「1 0 0 分の 1 6 7. 5」に改め

る。

第4条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の相模原市一般職の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の相模原市一般職の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

提案の理由

人事委員会の職員の給与等に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与を勘案し、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 1 1 3 号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条及び第2条関係)

勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	0.85	0.85	1.7	0.85	0.95	1.8
				0.9	0.9	1.8
特定幹部職員	1.05	1.05	2.1	1.05	1.15	2.2
				1.1	1.1	2.2
再任用職員 (一般)	0.4	0.4	0.8	0.4	0.45	0.85
				0.425	0.425	0.85
再任用職員 (特定幹部)	0.5	0.5	1	0.5	0.55	1.05
				0.525	0.525	1.05
任期付職員 (一般)	0.75	0.75	1.5	0.75	0.8	1.55
				0.775	0.775	1.55
任期付職員 (特定幹部)	0.95	0.95	1.9	0.95	1	1.95
				0.975	0.975	1.95

備考 改定後の各区分の欄の上段は平成29年度の支給割合、下段は平成30年度以降の支給割合

(2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第3条及び第4条関係)

期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行	改定後
----	----	-----

	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
特定任期付職員	1.625	1.625	3.25	1.625	1.675	3.3
				1.65	1.65	3.3

備考 改定後の欄の上段は平成29年度の支給割合、下段は平成30年度以降
の支給割合

2 施行期日等

平成30年1月1日。ただし、1(1)及び(2)のうち平成30年度以降の期末
手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定は、同年4月1日から施行し、1(1)
及び(2)のうち平成29年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定
は、平成29年12月1日から適用するもの

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和 2 9 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 5 7. 5」に、「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 2. 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合の改定(第 1 条及び第 2 条関係)

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市長等常勤の 特別職	1.55	1.7	3.25	1.55	1.75	3.3
				1.575	1.725	3.3

備考 改定後の欄の上段は平成 2 9 年度の支給割合、下段は平成 3 0 年度以降の支給割合

2 施行期日等

平成 3 0 年 1 月 1 日。ただし、平成 3 0 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、同年 4 月 1 日から施行し、平成 2 9 年度の期末手当の支給割合に係る規定は、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から適用するもの

平成 2 9 年度相模原市一般会計補正予算(第 5 号)

平成 2 9 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額 2 9 1 , 0 8 5 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 1 0 6 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9 1 , 1 9 1 , 0 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
80 繰越金		千円 1,955,772	千円 106,000	千円 2,061,772
	5 繰越金	1,955,772	106,000	2,061,772
歳 入 合 計		291,085,000	106,000	291,191,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 25,725,798	千円 33,000	千円 25,758,798
	5 総務管理費	16,166,902	5,200	16,172,102
	10 徴税費	2,264,377	3,500	2,267,877
	13 市民生活費	6,571,471	13,000	6,584,471
	15 選挙費	327,225	7,700	334,925
	20 統計調査費	65,283	3,300	68,583
	25 人事委員会費	138,218	300	138,518
15 民生費		122,931,087	13,000	122,944,087
	5 社会福祉費	51,026,101	9,100	51,035,201
	10 児童福祉費	47,557,017	2,600	47,559,617
	15 生活保護費	24,347,969	1,300	24,349,269
20 衛生費		21,828,214	16,000	21,844,214
	5 保健衛生費	11,561,781	1,500	11,563,281
	10 清掃費	9,640,190	13,900	9,654,090
	15 環境保全費	626,243	600	626,843
40 土木費		26,584,965	20,000	26,604,965
	5 道路橋りょう費	9,495,345	7,000	9,502,345
	15 都市計画費	14,408,821	12,000	14,420,821
	20 公園費	1,440,326	1,000	1,441,326
45 消防費		7,656,528	18,000	7,674,528
	5 消防費	7,656,528	18,000	7,674,528
50 教育費		43,583,977	6,000	43,589,977
	5 教育総務費	4,904,855	6,000	4,910,855
歳 出 合 計		291,085,000	106,000	291,191,000